

令和 7 年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

松監第95号
令和8年1月8日

様

松山市監査委員 森 岡 研 二
同 矢 野 貴 則
同 太 田 幸 伸
同 岡 雄 也

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1 愛媛県人権擁護委員連合会に対する補助金	2
2 松山市放課後児童健全育成事業費補助金	2
3 松山市土地改良事業協議会運営補助金	2
4 松山市小中学校 PTA 連合会運営補助金	3
5 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議負担金 (国際観光客誘致促進事業)	3
6 道後温泉本館改築 130 周年・工事完了記念事業負担金	4
出資団体監査結果報告	5
1 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団	6
公の施設の指定管理者監査結果報告	7
1 松山市中村老人福祉センター	8
2 松山市久枝身体障害者福祉センター	8
3 松山城二之丸史跡庭園	9

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

令和6年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補 助 金 名 等	支 出 先
1 愛媛県人権擁護委員連合会に対する補助金	愛媛県人権擁護委員連合会
2 松山市放課後児童健全育成事業費補助金	多機能学童保育広場すくっと
3 松山市土地改良事業協議会運営補助金	松山市土地改良事業協議会
4 松山市小中学校 PTA 連合会運営補助金	松山市小中学校 PTA 連合会
5 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議負担金 (国際観光客誘致促進事業)	瀬戸内・松山ツーリズム推進会議
6 道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業負担金	道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業実行委員会

第2 監査の実施期間

令和7年9月1日から令和7年11月12日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・補助金等の支出手続等が適正に行われているか。
 - ・補助対象事業に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・対象事業が目的に沿って適正に行われているか。
 - ・補助金等に係る会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。
また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

第5 監査の結果

第1から第4まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった補助金等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われ、次に記載する指摘事項を除き、適正と認められた。

1 愛媛県人権擁護委員連合会に対する補助金

- (1) 支出先 愛媛県人権擁護委員連合会 会長 大西 康司
- (2) 補助金額 2,008,000 円
- (3) 支出年月日 令和 6 年 7 月 19 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
松山市民の人権思想の普及高揚を図ることを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市放課後児童健全育成事業費補助金

- (1) 支出先 多機能学童保育広場すくっと 代表 豊田 開吏
- (2) 補助金額 11,066,000 円
- (3) 支出年月日 令和 6 年 12 月 10 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱
松山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要領
- (5) 補助目的
児童の健全な育成を図るとともに、市全体の児童クラブ受入人数の拡大と利用する保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 松山市土地改良事業協議会運営補助金

- (1) 支出先 松山市土地改良事業協議会 会長 秀野 隆昭
- (2) 補助金額 2,500,000 円
- (3) 支出年月日 令和 6 年 7 月 31 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
松山市土地改良事業協議会の活動を支援することにより、市内土地改良区の適正な運営に寄与し、農業の活性化を図ることを目的とする。

(6) 監査結果

補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・積立金の運用について

積立金については、松山市土地改良事業協議会会則により、総会の議決を経なければならないと定められており、また、役員退任及び職員退職にかかるものについては、松山市土地改良事業協議会役員退任退職手当積立金規程により、予算に定める額を積み立てるものと定められている。しかしながら、総会の議決を経ず、予算額を超えた積み立てを行っており、会則等に沿った運用となっていない状況が見受けられた。

支出先団体が会則等に沿って運用できなかった原因を検証し、適正に積立金を運用するよう指導を徹底されたい。

4 松山市小中学校 P T A 連合会運営補助金

(1) 支出先 松山市小中学校 PTA 連合会 会長 清水 怜

(2) 補助金額 1,500,000 円

(3) 支出年月日 令和 6 年 7 月 31 日

(4) 根拠法令等

松山市補助金等交付規則

(5) 補助目的

地域にて学校と家庭を結び付け、子どもの健全育成を推進するための情報発信・研修等を行う松山市小中学校 PTA 連合会を支援することで家庭教育力の向上を図ることを目的とする。

(6) 監査結果

補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

5 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議負担金（国際観光客誘致促進事業）

(1) 支出先 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 会長 清水 一郎

(2) 負担金額 16,536,132 円

(3) 支出年月日
令和 6 年 5 月 31 日
令和 7 年 4 月 21 日
令和 7 年 4 月 30 日（戻入）

(4) 事業目的

官民が一体となり、訪日外国人旅行者に対し、広島・呉-松山間の航路運賃の割引助成を行うなど、多くの外国人観光客が訪れる広島や関西圏域からの誘客に取り組むことで、瀬戸内・松山エリアの広域的な周遊観光の定着を目指すことを目的とする。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

6 道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業負担金

(1) 支出先 道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業実行委員会 委員長 井口 梓

(2) 負担金額 26,236,833円

(3) 支出年月日
令和6年4月30日
令和6年8月13日
令和7年5月2日（戻入）

(4) 事業目的

道後温泉本館改築130周年を迎えるにあたり、本館保存修理工事が完了する節目の年に、様々な関連事業を実施し、市民の本市及び道後温泉本館への誇り・愛着の醸成につなげるとともに、広く道後温泉の魅力を発信し、更なる誘客及び創客を推進し、道後温泉本館を持続可能な施設として発展させることを目的とする。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

①委員会解散後の残余財産の引継ぎについて

道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業実行委員会規約により、委員会解散後の残余財産の帰属は、委員会で決定することが定められている。総会で残余財産である購入物品等を松山市道後温泉事務所に帰属することが承認されていたが、松山市が管理すべき備品台帳及び郵券受払簿が整備されておらず、道後温泉事務所への引継ぎ処理がなされていない状況が見受けられた。

備品及び郵券の引継ぎ処理について、委員会への指導監督が適切に行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

②委員会解散後の保存文書の引継ぎについて

道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業実行委員会事務局規程により、委員会解散後の保存文書は松山市に引き継ぐものと定められているが、松山市への引継ぎ処理がなされていない状況が見受けられた。

保存文書の引継ぎ処理について、委員会への指導監督が適切に行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の令和6年度事業について実施した。

団体名
1 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

第2 監査の実施期間

令和7年9月1日から令和7年11月12日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・出資団体に対する支出手続等が適正に行われているか。
 - ・出資団体に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
 - ・出資団体としての会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。

また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の監査については、同財団の監事に就任している矢野貴則監査委員は除斥した。

第5 監査の結果

第1から第4まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった出資団体の出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われ、適正と認められた。

1 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

(1) 基 本 金 1,700,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
1,685,000,000 円 (99.1%)

(3) 設立目的

文化・スポーツを総合的に振興することにより、文化が薫りスポーツ活動に満ち溢れた魅力あるまちづくりを推進し、もって創造性豊かで健全な市民生活の形成と、潤いと活力にあふれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況

- 1) 文化振興事業 (52 事業)
- 2) スポーツ振興事業 (85 事業)
- 3) 埋蔵文化財保存・普及啓発事業 (13 事業)
- 4) 収益事業 (4 事業)

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係帳票を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の令和6年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
1 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会	松山市中村老人福祉センター
2 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団	松山市久枝身体障害者福祉センター
3 株式会社レスパスコーポレーション	松山城二之丸史跡庭園

第2 監査の実施期間

令和7年9月1日から令和7年11月12日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・指定管理者の指定・協定の締結、支払等が適正に行われているか。
 - ・指定管理業務に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・協定等に基づく義務の履行が適正に行われているか。
 - ・指定管理者としての会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

第5 監査の結果

第1から第4まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった指定管理者の出納その他の事務の執行が指定管理の目的に沿って行われ、次に記載する指摘事項を除き、適正と認められた。

1 松山市中村老人福祉センター

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 会長 村上 博
- (2) 基本協定年月日 令和6年3月1日 (指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日)
年度協定年月日 令和6年4月1日
- (3) 指定管理料 59,344,273円
(松山市中村老人福祉センターのほか、松山市老人福祉センター、
松山市鷹子老人福祉センターを含む)
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|--------------|-------------------|
| 令和6年 4月 19日 | 18,800,000円 (第1期) |
| 令和6年 7月 10日 | 14,300,000円 (第2期) |
| 令和6年 10月 10日 | 19,000,000円 (第3期) |
| 令和7年 1月 10日 | 12,734,000円 (第4期) |
| 令和7年 5月 21日 | △5,489,727円 (戻入) |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- | | |
|-------|-----------------------|
| 開 設 | 昭和57年4月1日 |
| 所 在 地 | 松山市中村3丁目2-34 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造3階建の1階部分 |
| 建設延面積 | 351.24 m ² |
- 2) 管理業務
- ①センターの管理に関する業務
 - ②センターの運営に関する業務
 - ③その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市久枝身体障害者福祉センター

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団 理事長 野志 克仁
- (2) 基本協定年月日 令和6年3月31日 (指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日)
年度協定年月日 令和6年4月1日
- (3) 指定管理料 54,148,737円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|--------------|-------------------|
| 令和6年 4月 19日 | 26,012,000円 (第1期) |
| 令和6年 7月 10日 | 12,790,000円 (第2期) |
| 令和6年 10月 10日 | 18,387,000円 (第3期) |
| 令和7年 1月 10日 | 5,757,000円 (第4期) |
| 令和7年 5月 20日 | △8,797,263円 (戻入) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

開 設 平成 14 年 4 月 1 日
所 在 地 松山市西長戸町 638-1
構 造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建
敷地面積 3,324.46 m²
延床面積 1,525.22 m²

2) 管理業務

- ①松山市久枝身体障害者福祉センターの運営に関する業務
 - ア 事業の実施に関する業務
 - イ 施設の利用許可等に関する業務
- ②その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・貸付備品の管理について

指定管理者への貸付備品について、基本協定書の貸与備品一覧（「別表 2」中の松山市久枝身体障害者福祉センター分）、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致や備品シールの貼付漏れがあり、適正に管理されていない状況が見受けられた。

貸付備品は基本協定書の別表に記載することとされている。市の財産を貸し付ける行為は重要な事項であることから、担当課においては、貸付備品の管理が適正に行われていない理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を徹底されたい。

3 松山城二之丸史跡庭園

(1) 指定管理者 株式会社レスパスコーコーポレーション 代表取締役 越智 陽一

(2) 基本協定年月日 令和 5 年 1 月 31 日（指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）
年度協定年月日 令和 6 年 4 月 1 日

(3) 指定管理料 131,600,000 円
(松山城二之丸史跡庭園のほか、城山公園（丸之内地区）等管理分を含む)

(4) 指定管理料支出日及び金額

令和 6 年 4 月 19 日	33,930,000 円（第 1 期）
令和 6 年 7 月 10 日	37,928,000 円（第 2 期）
令和 6 年 10 月 21 日	31,249,000 円（第 3 期）
令和 7 年 1 月 21 日	28,493,000 円（第 4 期）

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名 称 松山城二之丸史跡庭園
開 園 平成 4 年 5 月 2 日
所 在 地 松山市丸之内 5
敷地面積 15,572m²
主要施設 多聞櫓・觀恒亭・聚楽亭・勝山亭・米蔵・番所

2) 管理業務

- ①松山城二之丸史跡庭園の茶室等の使用許可に関する業務
- ②松山城二之丸史跡庭園の維持管理に関する業務
- ③その他市長が必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・貸付備品の管理について

指定管理者への貸付備品について、基本協定書の貸与備品一覧（「別表2」中の松山城二之丸史跡庭園分）、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致があり、適正に管理されていない状況が見受けられた。

貸付備品は、基本協定書の別表に記載することとされている。市の財産を貸し付ける行為は重要な事項であることから、担当課においては、数量が不一致となっている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を徹底されたい。